

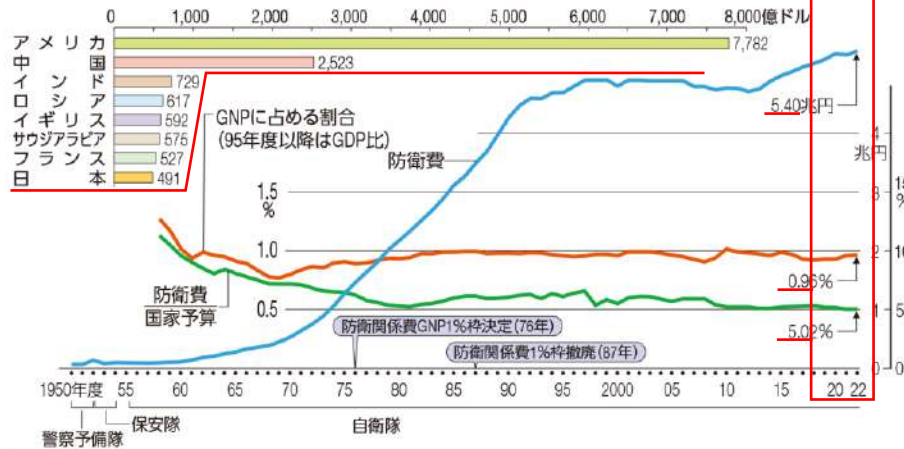
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	前 見返し	上段 左	 	 
2	2	左段	<p>第1編 現代日本の政治</p> <p>第1章 民主政治の基本原理</p> <p>1 政治と法…………… 6</p> <p>2 民主政治と人権保障の発展…………… 8</p> <p>3 国民主権と民主主義の発展…………… 13</p> <p>4 世界の政治制度…………… 16</p>	<p>第1編 現代日本の政治</p> <p>第1章 民主政治の基本原理</p> <p>1 政治と法…………… 6</p> <p>2 民主政治と人権保障の発展…………… 8</p> <p>3 国民主権と民主主義の発展…………… 13</p> <p>4 世界の政治体制…………… 16</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		

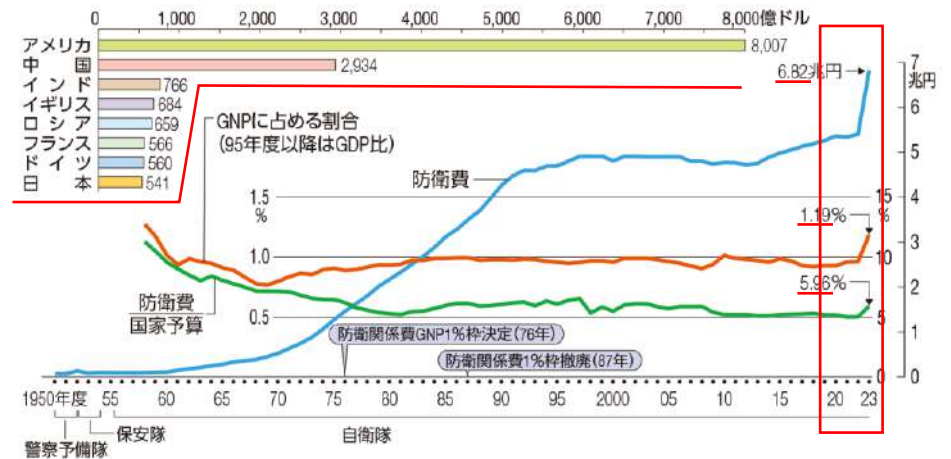
3

28

図1



1 主要国の軍事費と日本の防衛費 日本の防衛力の整備に関して、5年ごとに「中期防衛力整備計画」を策定している。各国比較は2020年。「日本国勢図会」2022/23年版ほかによる。

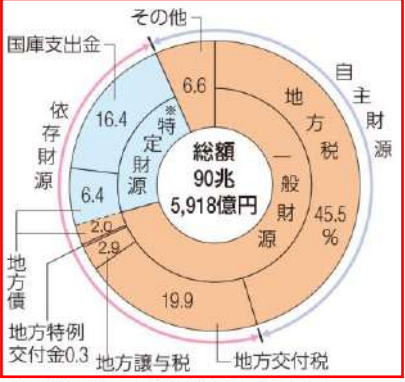
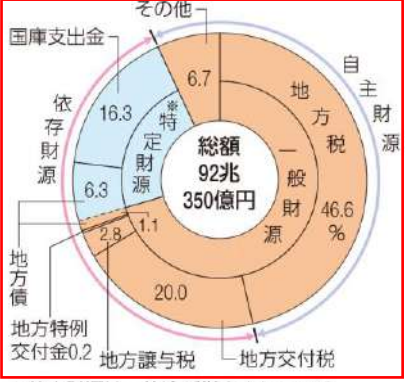


1 主要国の軍事費と日本の防衛費 日本の防衛力の整備に関して、5年ごとに「中期防衛力整備計画」を策定している。各国比較は2021年。「日本国勢図会」2023/24年版ほかによる。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
4	32	6-12	<p>これを受けて2015年には、集団的自衛権の行使や米軍などに対する後方支援<small>しえん かくだい</small>の拡大などを盛りこんだ「安全保障関連法」が制定された。これによって武力攻撃事態法が改正され、政府が存立危機事態を認定すれば、自衛隊は自国の防衛のため、武力で他国を守ることも可能になった。自衛隊法も改正され、存立危機事態<small>さい</small>の際、首相は自衛隊に海外で武力行使をするための出動(防衛出動)を命ずることが可能になった。自衛隊の活動の拡大により組織の変容も進んでおり、憲法の平和主義は大きな転換点<small>てんかん</small>に立たされている。</p>	<p>これを受けて2015年には、集団的自衛権の行使や米軍などに対する後方支援<small>しえん かくだい</small>の拡大などを盛りこんだ「安全保障関連法」が制定された。これによって、政府が存立危機事態を認定すれば、自衛隊は自国の防衛のため、武力で他国を守ることも可能となり、首相は自衛隊に海外で武力行使をするための出動(防衛出動)を命ずることも可能になった。また、2022年の国家安全保障戦略では、敵基地攻撃能力(反撃能力)の容認や防衛費の大幅増額が示された。ここにち、憲法の平和主義は大きな転換点<small>てんかん</small>に立たされている。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																																																																																																		
	ページ	行																																																																																																																																				
5	41	19-23	<p><b>性的少数派の権利保障</b> 性同一性障がい者や性的少数者(LGBT)の権利の保障も、重要な課題である。世界的には、同性間のパートナーシップに法的保護を与える国が増えているが、日本でも、<u>東京都渋谷区が同性パートナーシップ条例を制定した(2015年)</u>。また、<u>2003年制定の性同一性障害者特例法は、一定の条件を満たした人について、<u>家庭裁判所の審判により、性別の取り扱いを変更することを可能とした。</u></u></p>	<p><b>性的少数派の権利保障</b> 性同一性障がい者や性的少数者(LGBT)の権利の保障も、重要な課題である。世界的には、同性間のパートナーシップに法的保護を与える国が増えている。<u>東京都渋谷区が同性パートナーシップ条例を制定してから(2015年)</u>、日本でも同様の取り組みを進める自治体が増えている。また、<u>2023年には国や自治体、企業などに対して、性的指向やアイデンティティの多様性に関する理解の増進を求め、<u>不当な差別はあってはならないとするLGBT理解増進法が制定された。</u></u></p>																																																																																																																																		
6	48	図4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条約名</th> <th>採択年</th> <th>発効年</th> <th>日本の批准年</th> <th>締約国数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約</td> <td>1949</td> <td>1951</td> <td>○ 1958</td> <td><u>83</u></td> </tr> <tr> <td>難民の地位に関する条約</td> <td>1951</td> <td>1954</td> <td>○ 1981</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>婦人の参政権に関する条約</td> <td>1952</td> <td>1954</td> <td>○ 1955</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>人種差別撤廃条約</td> <td>1965</td> <td>1969</td> <td>○ 1995</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>国際人権規約(社会権規約)</td> <td>1966</td> <td>1976</td> <td>○ 1979</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>国際人権規約(自由権規約)</td> <td>1966</td> <td>1976</td> <td>○ 1979</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td>難民の地位に関する議定書</td> <td>1967</td> <td>1967</td> <td>○ 1982</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>女性差別撤廃条約</td> <td>1979</td> <td>1981</td> <td>○ 1985</td> <td>189</td> </tr> <tr> <td>拷問等禁止条約</td> <td>1984</td> <td>1987</td> <td>○ 1999</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td>子どもの権利条約</td> <td>1989</td> <td>1990</td> <td>○ 1994</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)</td> <td>1989</td> <td>1991</td> <td></td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>障害者権利条約</td> <td>2006</td> <td>2008</td> <td>○ 2014</td> <td><u>185</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4</b> <u>主な人権条約と日本の批准状況</u> <u>2022年10月末現在</u>。国連資料による。</p>	条約名	採択年	発効年	日本の批准年	締約国数	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949	1951	○ 1958	<u>83</u>	難民の地位に関する条約	1951	1954	○ 1981	146	婦人の参政権に関する条約	1952	1954	○ 1955	123	人種差別撤廃条約	1965	1969	○ 1995	182	国際人権規約(社会権規約)	1966	1976	○ 1979	171	国際人権規約(自由権規約)	1966	1976	○ 1979	173	難民の地位に関する議定書	1967	1967	○ 1982	147	女性差別撤廃条約	1979	1981	○ 1985	189	拷問等禁止条約	1984	1987	○ 1999	173	子どもの権利条約	1989	1990	○ 1994	196	自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)	1989	1991		90	障害者権利条約	2006	2008	○ 2014	<u>185</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条約名</th> <th>採択年</th> <th>発効年</th> <th>日本の批准年</th> <th>締約国数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約</td> <td>1949</td> <td>1951</td> <td>○ 1958</td> <td><u>82</u></td> </tr> <tr> <td>難民の地位に関する条約</td> <td>1951</td> <td>1954</td> <td>○ 1981</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>婦人の参政権に関する条約</td> <td>1952</td> <td>1954</td> <td>○ 1955</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>人種差別撤廃条約</td> <td>1965</td> <td>1969</td> <td>○ 1995</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>国際人権規約(社会権規約)</td> <td>1966</td> <td>1976</td> <td>○ 1979</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>国際人権規約(自由権規約)</td> <td>1966</td> <td>1976</td> <td>○ 1979</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td>難民の地位に関する議定書</td> <td>1967</td> <td>1967</td> <td>○ 1982</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>女性差別撤廃条約</td> <td>1979</td> <td>1981</td> <td>○ 1985</td> <td>189</td> </tr> <tr> <td>拷問等禁止条約</td> <td>1984</td> <td>1987</td> <td>○ 1999</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td>子どもの権利条約</td> <td>1989</td> <td>1990</td> <td>○ 1994</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)</td> <td>1989</td> <td>1991</td> <td></td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>障害者権利条約</td> <td>2006</td> <td>2008</td> <td>○ 2014</td> <td><u>188</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4</b> <u>主な人権条約と日本の批准状況</u> <u>2023年10月末現在</u>。国連資料による。</p>	条約名	採択年	発効年	日本の批准年	締約国数	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949	1951	○ 1958	<u>82</u>	難民の地位に関する条約	1951	1954	○ 1981	146	婦人の参政権に関する条約	1952	1954	○ 1955	123	人種差別撤廃条約	1965	1969	○ 1995	182	国際人権規約(社会権規約)	1966	1976	○ 1979	171	国際人権規約(自由権規約)	1966	1976	○ 1979	173	難民の地位に関する議定書	1967	1967	○ 1982	147	女性差別撤廃条約	1979	1981	○ 1985	189	拷問等禁止条約	1984	1987	○ 1999	173	子どもの権利条約	1989	1990	○ 1994	196	自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)	1989	1991		90	障害者権利条約	2006	2008	○ 2014	<u>188</u>
条約名	採択年	発効年	日本の批准年	締約国数																																																																																																																																		
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949	1951	○ 1958	<u>83</u>																																																																																																																																		
難民の地位に関する条約	1951	1954	○ 1981	146																																																																																																																																		
婦人の参政権に関する条約	1952	1954	○ 1955	123																																																																																																																																		
人種差別撤廃条約	1965	1969	○ 1995	182																																																																																																																																		
国際人権規約(社会権規約)	1966	1976	○ 1979	171																																																																																																																																		
国際人権規約(自由権規約)	1966	1976	○ 1979	173																																																																																																																																		
難民の地位に関する議定書	1967	1967	○ 1982	147																																																																																																																																		
女性差別撤廃条約	1979	1981	○ 1985	189																																																																																																																																		
拷問等禁止条約	1984	1987	○ 1999	173																																																																																																																																		
子どもの権利条約	1989	1990	○ 1994	196																																																																																																																																		
自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)	1989	1991		90																																																																																																																																		
障害者権利条約	2006	2008	○ 2014	<u>185</u>																																																																																																																																		
条約名	採択年	発効年	日本の批准年	締約国数																																																																																																																																		
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949	1951	○ 1958	<u>82</u>																																																																																																																																		
難民の地位に関する条約	1951	1954	○ 1981	146																																																																																																																																		
婦人の参政権に関する条約	1952	1954	○ 1955	123																																																																																																																																		
人種差別撤廃条約	1965	1969	○ 1995	182																																																																																																																																		
国際人権規約(社会権規約)	1966	1976	○ 1979	171																																																																																																																																		
国際人権規約(自由権規約)	1966	1976	○ 1979	173																																																																																																																																		
難民の地位に関する議定書	1967	1967	○ 1982	147																																																																																																																																		
女性差別撤廃条約	1979	1981	○ 1985	189																																																																																																																																		
拷問等禁止条約	1984	1987	○ 1999	173																																																																																																																																		
子どもの権利条約	1989	1990	○ 1994	196																																																																																																																																		
自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)	1989	1991		90																																																																																																																																		
障害者権利条約	2006	2008	○ 2014	<u>188</u>																																																																																																																																		

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
7	55	図2	<p>責任者は国務大臣 *2023年4月に設置予定</p>	<p>責任者は国務大臣 (削除)</p>
			<p>2日本の行政機構 2022年10月現在。内閣府は各省庁より一段高い立場から、政府内の政策の総合調整をおこなう。</p>	<p>2日本の行政機構 2023年10月現在。内閣府は各省庁より一段高い立場から、政府内の政策の総合調整をおこなう。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
8	65	図3	 <p>※特定財源は、使途が指定されている。</p> <p>3 地方財政の歳入構成 2022年度地方財政計画。総務省資料による。</p>	 <p>※特定財源は、使途が指定されている。</p> <p>3 地方財政の歳入構成 2023年度地方財政計画。総務省資料による。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		

9 68 図3



③三大都市圏および地方圏における人口移動の推移 内閣府資料による。



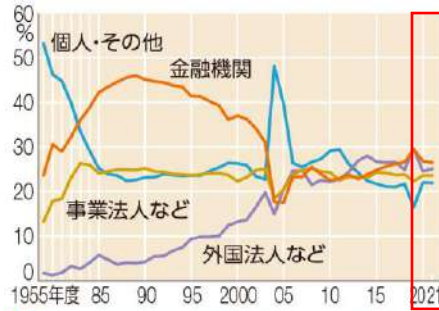
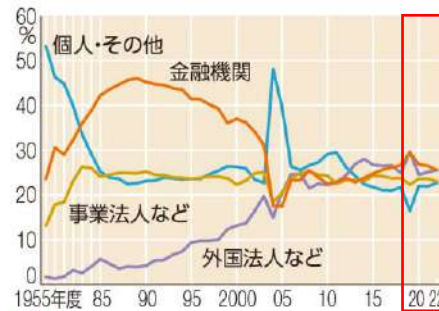


③三大都市圏および地方圏における人口移動の推移 内閣府資料による。

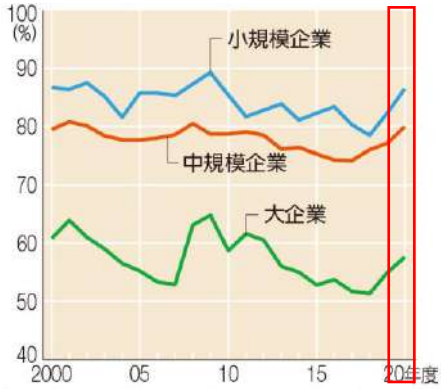

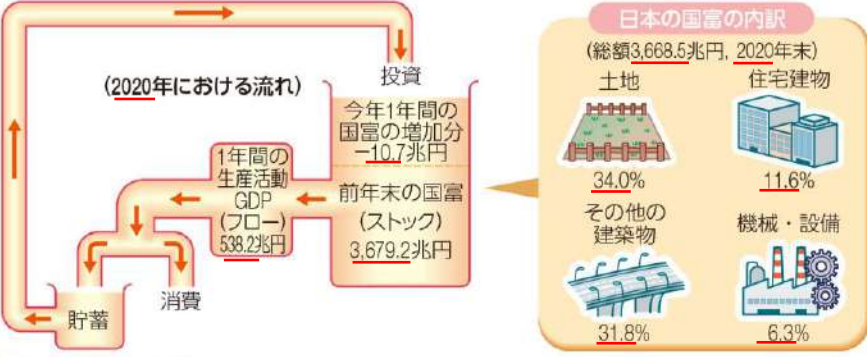
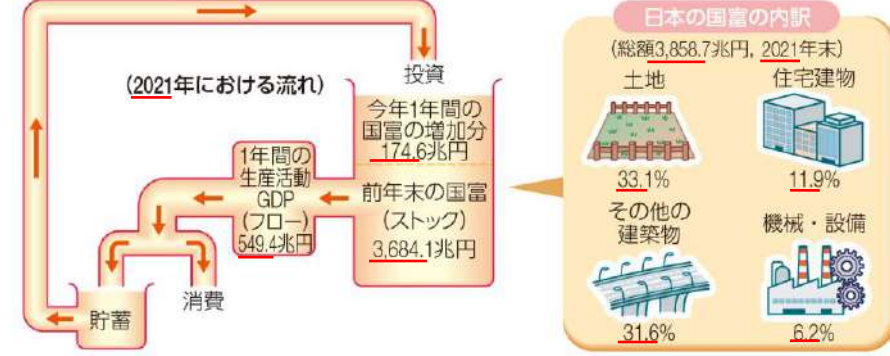
番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																																																																		
	ページ	行																																																																																																				
10	68	図4	<table border="1"> <caption>4]各都道府県の財源構成 財源構成と歳入は2018年度、人口は2019年。総務省資料による。</caption> <thead> <tr> <th>都道府県</th> <th>地方税 (%)</th> <th>地方交付税 (%)</th> <th>国庫支出金 (%)</th> <th>その他 (%)</th> <th>人口 (万人)</th> <th>歳入 (兆円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td> <td>69.4%</td> <td>4.3%</td> <td>0.0%</td> <td>26.3%</td> <td>1392</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>神奈川</td> <td>63.8%</td> <td>5.2%</td> <td>5.9%</td> <td>25.2%</td> <td>920</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>大阪</td> <td>49.5%</td> <td>9.1%</td> <td>7.9%</td> <td>33.5%</td> <td>881</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>高知</td> <td>18.1%</td> <td>38.8%</td> <td>14.7%</td> <td>28.4%</td> <td>70</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>島根</td> <td>17.0%</td> <td>37.4%</td> <td>14.7%</td> <td>30.9%</td> <td>67</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>鳥取</td> <td>19.2%</td> <td>39.0%</td> <td>15.0%</td> <td>26.8%</td> <td>56</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>	都道府県	地方税 (%)	地方交付税 (%)	国庫支出金 (%)	その他 (%)	人口 (万人)	歳入 (兆円)	東京	69.4%	4.3%	0.0%	26.3%	1392	7.9	神奈川	63.8%	5.2%	5.9%	25.2%	920	1.9	大阪	49.5%	9.1%	7.9%	33.5%	881	2.6	高知	18.1%	38.8%	14.7%	28.4%	70	0.4	島根	17.0%	37.4%	14.7%	30.9%	67	0.5	鳥取	19.2%	39.0%	15.0%	26.8%	56	0.3	<table border="1"> <caption>4]各都道府県の財源構成 財源構成と歳入は2021年度、人口は2021年。総務省資料による。</caption> <thead> <tr> <th>都道府県</th> <th>地方税 (%)</th> <th>地方交付税 (%)</th> <th>国庫支出金 (%)</th> <th>その他 (%)</th> <th>人口 (万人)</th> <th>歳入 (兆円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td> <td>57.9%</td> <td>0.0%</td> <td>24.8%</td> <td>17.3%</td> <td>1401</td> <td>10.1</td> </tr> <tr> <td>神奈川</td> <td>41.7%</td> <td>6.8%</td> <td>25.1%</td> <td>26.5%</td> <td>924</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>大阪</td> <td>29.8%</td> <td>8.1%</td> <td>29.4%</td> <td>32.7%</td> <td>881</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>高知</td> <td>16.5%</td> <td>35.2%</td> <td>23.9%</td> <td>24.4%</td> <td>68</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>島根</td> <td>15.1%</td> <td>33.9%</td> <td>19.6%</td> <td>31.4%</td> <td>67</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>鳥取</td> <td>18.0%</td> <td>37.7%</td> <td>20.9%</td> <td>23.4%</td> <td>55</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table>	都道府県	地方税 (%)	地方交付税 (%)	国庫支出金 (%)	その他 (%)	人口 (万人)	歳入 (兆円)	東京	57.9%	0.0%	24.8%	17.3%	1401	10.1	神奈川	41.7%	6.8%	25.1%	26.5%	924	3.0	大阪	29.8%	8.1%	29.4%	32.7%	881	4.7	高知	16.5%	35.2%	23.9%	24.4%	68	0.5	島根	15.1%	33.9%	19.6%	31.4%	67	0.6	鳥取	18.0%	37.7%	20.9%	23.4%	55	0.4
都道府県	地方税 (%)	地方交付税 (%)	国庫支出金 (%)	その他 (%)	人口 (万人)	歳入 (兆円)																																																																																																
東京	69.4%	4.3%	0.0%	26.3%	1392	7.9																																																																																																
神奈川	63.8%	5.2%	5.9%	25.2%	920	1.9																																																																																																
大阪	49.5%	9.1%	7.9%	33.5%	881	2.6																																																																																																
高知	18.1%	38.8%	14.7%	28.4%	70	0.4																																																																																																
島根	17.0%	37.4%	14.7%	30.9%	67	0.5																																																																																																
鳥取	19.2%	39.0%	15.0%	26.8%	56	0.3																																																																																																
都道府県	地方税 (%)	地方交付税 (%)	国庫支出金 (%)	その他 (%)	人口 (万人)	歳入 (兆円)																																																																																																
東京	57.9%	0.0%	24.8%	17.3%	1401	10.1																																																																																																
神奈川	41.7%	6.8%	25.1%	26.5%	924	3.0																																																																																																
大阪	29.8%	8.1%	29.4%	32.7%	881	4.7																																																																																																
高知	16.5%	35.2%	23.9%	24.4%	68	0.5																																																																																																
島根	15.1%	33.9%	19.6%	31.4%	67	0.6																																																																																																
鳥取	18.0%	37.7%	20.9%	23.4%	55	0.4																																																																																																



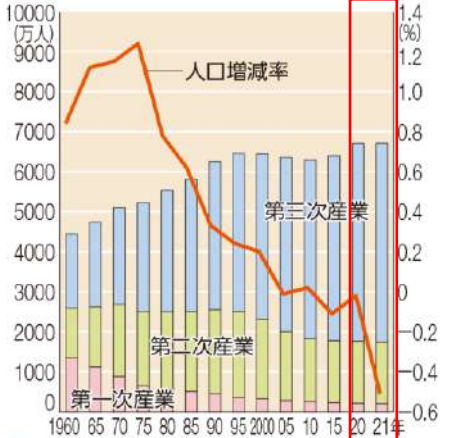
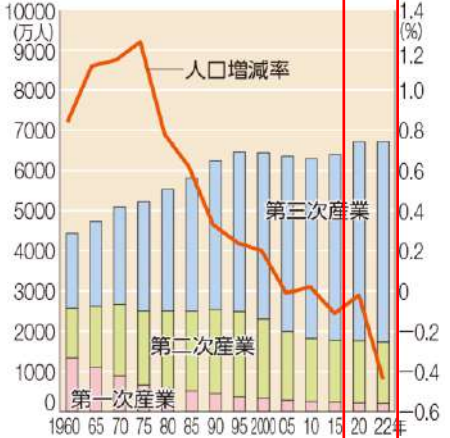


番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
11	69	図6	<p>図6 地方議会議員の職業</p> <p>都道府県議会議員 (2015年) 市区議会議員 (2019年) 町村議会議員 (2018年)</p> <p>職業: 議員専業, 農業, 林業, 建設業, 製造業, 医療, 福祉, 金融, 保険業</p>	<p>図6 地方議会議員の職業</p> <p>都道府県議会議員 (2019年) 市区議会議員 (2021年) 町村議会議員 (2021年)</p> <p>職業: 議員専業, 農業, 林業, 建設業, 製造業, 医療, 福祉, 金融, 保険業</p>
			<p>⑥地方議会議員の職業 都道府県議会は2015年, 市区議会は2019年, 町村議会は2018年。全国都道府県議会議長会資料などによる。</p>	<p>⑥地方議会議員の職業 都道府県議会は2019年, 市区議会は2021年, 町村議会は2021年。全国都道府県議会議長会資料などによる。</p>
12	69	図7	<p>図7 地方議会議員の性別構成と年齢構成</p> <p>性別構成: 男性, 女性</p> <p>年齢構成: 30歳未満, 30-39歳, 40-49歳, 50-59歳, 60-69歳, 70歳以上</p>	<p>図7 地方議会議員の性別構成と年齢構成</p> <p>性別構成: 男性, 女性</p> <p>年齢構成: 30歳未満, 30-39歳, 40-49歳, 50-59歳, 60-69歳, 70歳以上</p>
			<p>⑦地方議会議員の性別構成と年齢構成</p>	<p>⑦地方議会議員の性別構成と年齢構成</p>

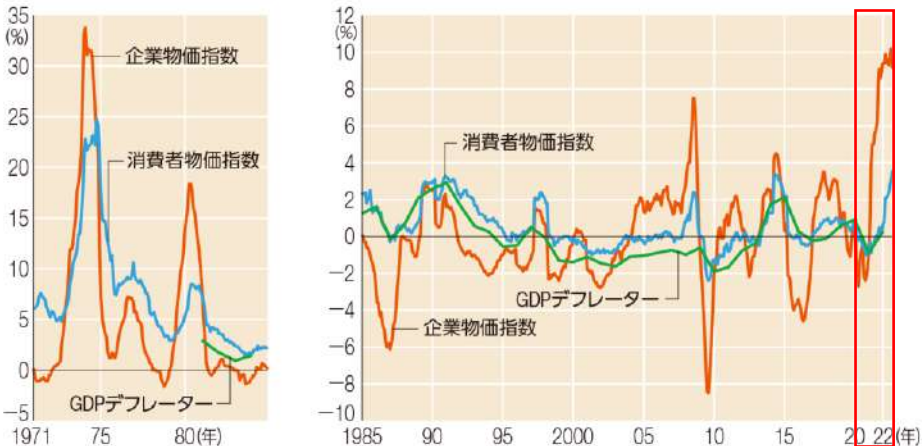

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
13	76	図4	<p>4 「1票の価値」の推移と最高裁判所の判決</p>	<p>4 「1票の価値」の推移と最高裁判所の判決</p>
14	93	図4	<p>●携帯電話(契約数) ●自動車(新車販売台数) ●コンビニ売上高</p> <p>4 生産の集中度 「日経業界地図」などによる。</p>	<p>●携帯電話(契約数) ●自動車(新車販売台数) ●コンビニ売上高</p> <p>4 生産の集中度 「日経業界地図」などによる。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
15	97	図5	 <p>株式の所有者分布の推移 2004年度から</p>	 <p>株式の所有者分布の推移 2004年度から</p>
16	99	図1	 <p>日本企業における当期純利益(一事業年度における最終的な利益)処分の推移 財務省資料による。</p>	 <p>日本企業における当期純利益(一事業年度における最終的な利益)処分の推移 財務省資料による。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
17	99	図2	 <p>②労働分配率(付加価値に占める人件費の割合)の推移 財務省資料による。</p>	 <p>②労働分配率(付加価値に占める人件費の割合)の推移 財務省資料による。</p>
18	100	図1	 <p>①国富とGDPの関係</p>	 <p>①国富とGDPの関係</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																				
	ページ	行																																																						
19	102	図2	<p>国内総支出 GDE*                      国内総生産 GDP                      国内純生産 NDP                      国民総所得 GNI                      国民所得 NI                      支出国民所得                      生産国民所得                      分配国民所得</p> <p>消費(民間) 投資(民間) 政府支出                      純輸出                      固定資本減耗                      海外からの純所得                      (間接税-補助金)                      経常海外余剰                      政府消費 民間消費                      民間・政府投資                      第二次産業 第三次産業                      第一次産業 財産所得                      企業所得 雇用者報酬</p> <p>三面等価</p> <p>■国内総生産(GDP) 536.2兆円                      =国内の総生産額-中間生産物                      ■国民総所得(GNI) 567.7兆円                      =GDP+海外からの純所得                      ■国民所得(NI) 378.5兆円                      =GNI-固定資本減耗                      -(間接税-補助金)</p> <p>項目別割合(2020年/名目)</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">●支出国民所得</td></tr> <tr><td>経常海外余剰</td><td>3.3%</td></tr> <tr><td>民間・政府投資</td><td>24.5%</td></tr> <tr><td>政府消費</td><td>20.3%</td></tr> <tr><td>民間消費</td><td>51.9%</td></tr> <tr><td colspan="2">●生産国民所得</td></tr> <tr><td>第1次産業</td><td>1.0%</td></tr> <tr><td>第2次産業</td><td>22.3%</td></tr> <tr><td>第3次産業</td><td>71.5%</td></tr> <tr><td colspan="2">●分配国民所得</td></tr> <tr><td>企業所得</td><td>18.0%</td></tr> <tr><td>財産所得</td><td>6.8%</td></tr> <tr><td>雇用者報酬</td><td>75.3%</td></tr> </table> <p>2 国民所得の相互関係 内閣府「2020年度 国民経済計算」による</p>	●支出国民所得		経常海外余剰	3.3%	民間・政府投資	24.5%	政府消費	20.3%	民間消費	51.9%	●生産国民所得		第1次産業	1.0%	第2次産業	22.3%	第3次産業	71.5%	●分配国民所得		企業所得	18.0%	財産所得	6.8%	雇用者報酬	75.3%	<p>国内総支出 GDE*                      国内総生産 GDP                      国内純生産 NDP                      国民総所得 GNI                      国民所得 NI                      支出国民所得                      生産国民所得                      分配国民所得</p> <p>消費(民間) 投資(民間) 政府支出                      純輸出                      固定資本減耗                      海外からの純所得                      (間接税-補助金)                      経常海外余剰                      政府消費 民間消費                      民間・政府投資                      第二次産業 第三次産業                      第一次産業 財産所得                      企業所得 雇用者報酬</p> <p>三面等価</p> <p>■国内総生産(GDP) 549.4兆円                      =国内の総生産額-中間生産物                      ■国民総所得(GNI) 576.0兆円                      =GDP+海外からの純所得                      ■国民所得(NI) 391.9兆円                      =GNI-固定資本減耗                      -(間接税-補助金)</p> <p>項目別割合(2021年/名目)</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">●支出国民所得</td></tr> <tr><td>経常海外余剰</td><td>4.1%</td></tr> <tr><td>民間・政府投資</td><td>24.4%</td></tr> <tr><td>政府消費</td><td>20.4%</td></tr> <tr><td>民間消費</td><td>51.0%</td></tr> <tr><td colspan="2">●生産国民所得</td></tr> <tr><td>第1次産業</td><td>0.9%</td></tr> <tr><td>第2次産業</td><td>22.3%</td></tr> <tr><td>第3次産業</td><td>69.9%</td></tr> <tr><td colspan="2">●分配国民所得</td></tr> <tr><td>企業所得</td><td>19.4%</td></tr> <tr><td>財産所得</td><td>6.9%</td></tr> <tr><td>雇用者報酬</td><td>73.7%</td></tr> </table> <p>2 国民所得の相互関係 内閣府「2021年度 国民経済計算」による</p>	●支出国民所得		経常海外余剰	4.1%	民間・政府投資	24.4%	政府消費	20.4%	民間消費	51.0%	●生産国民所得		第1次産業	0.9%	第2次産業	22.3%	第3次産業	69.9%	●分配国民所得		企業所得	19.4%	財産所得	6.9%	雇用者報酬	73.7%
●支出国民所得																																																								
経常海外余剰	3.3%																																																							
民間・政府投資	24.5%																																																							
政府消費	20.3%																																																							
民間消費	51.9%																																																							
●生産国民所得																																																								
第1次産業	1.0%																																																							
第2次産業	22.3%																																																							
第3次産業	71.5%																																																							
●分配国民所得																																																								
企業所得	18.0%																																																							
財産所得	6.8%																																																							
雇用者報酬	75.3%																																																							
●支出国民所得																																																								
経常海外余剰	4.1%																																																							
民間・政府投資	24.4%																																																							
政府消費	20.4%																																																							
民間消費	51.0%																																																							
●生産国民所得																																																								
第1次産業	0.9%																																																							
第2次産業	22.3%																																																							
第3次産業	69.9%																																																							
●分配国民所得																																																								
企業所得	19.4%																																																							
財産所得	6.9%																																																							
雇用者報酬	73.7%																																																							

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
20	104	図5	 <p>5 産業構造の変化と人口増減 人口増減は対前年比。総務省資料による。</p>	 <p>5 産業構造の変化と人口増減 人口増減は対前年比。総務省資料による。</p>
21	104	図6	 <p>6 資本ストックと貯蓄の推移 貯蓄率は総務省資料。資本ストックは1975年までが内閣府「民間企業資本ストック統計」、それ以降は「固定資本ストック統計」による。</p>	 <p>6 資本ストックと貯蓄の推移 貯蓄率は総務省資料。資本ストックは1975年までが内閣府「民間企業資本ストック統計」、それ以降は「固定資本ストック統計」による。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
22	106	図8	 <p>8 物価の推移 消費者物価指数と企業物価指数は前年同月比、GDPデフレーターは前年比。総務省資料、日本銀行資料、IMF資料による。</p>	 <p>8 物価の推移 消費者物価指数と企業物価指数は前年同月比、GDPデフレーターは前年比。総務省資料、日本銀行資料、IMF資料による。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
23	107	図1	<p>(2021年) (平均残高)</p> <p>現金通貨 7.3% CD (譲渡性預金) 2.3% 準通貨 (定期性預金, 外貨預金など) 33.6% 預金通貨 56.7% M<sub>1</sub> M<sub>3</sub></p> <p>❶ マネーストックの内訳 CD(譲渡性預金)は、企業などが銀行に預ける定期預金の一種。M<sub>3</sub>からゆうちょ銀行の定期貯金などを除いたものがM<sub>2</sub>(1163兆円)。日本銀行資料による。</p>	<p>(2022年) (平均残高)</p> <p>現金通貨 7.4% CD (譲渡性預金) 2.3% 準通貨 (定期性預金, 外貨預金など) 31.9% 預金通貨 58.4% M<sub>1</sub> M<sub>3</sub></p> <p>❶ マネーストックの内訳 CD(譲渡性預金)は、企業などが銀行に預ける定期預金の一種。M<sub>3</sub>からゆうちょ銀行の定期貯金などを除いたものがM<sub>2</sub>(1201兆円)。日本銀行資料による。</p>



番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		

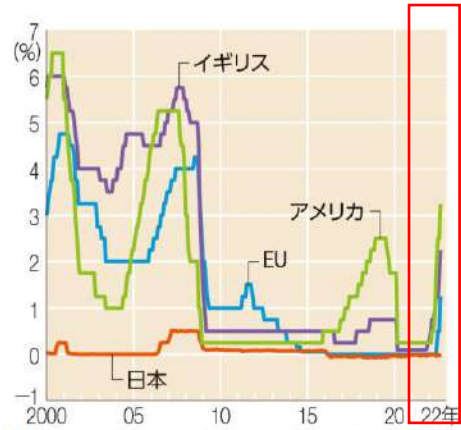
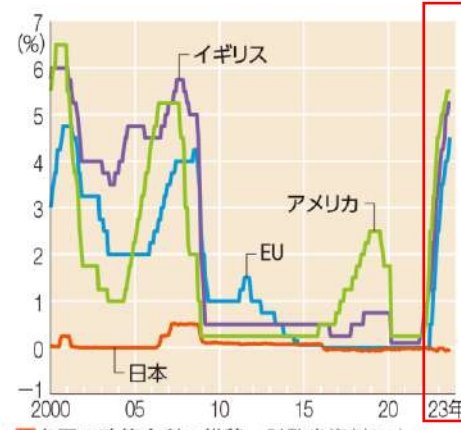
24 110 図4



4 各種利率の推移 コールレート，貸出金利は年末。日本銀行資料による。1990年代なかばまで、



4 各種利率の推移 コールレート，貸出金利は年末。日本銀行資料による。1990年代なかばまで、

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
25	112	図5	 <p>5 各国の政策金利の推移 財務省資料による。</p>	 <p>5 各国の政策金利の推移 財務省資料による。</p>

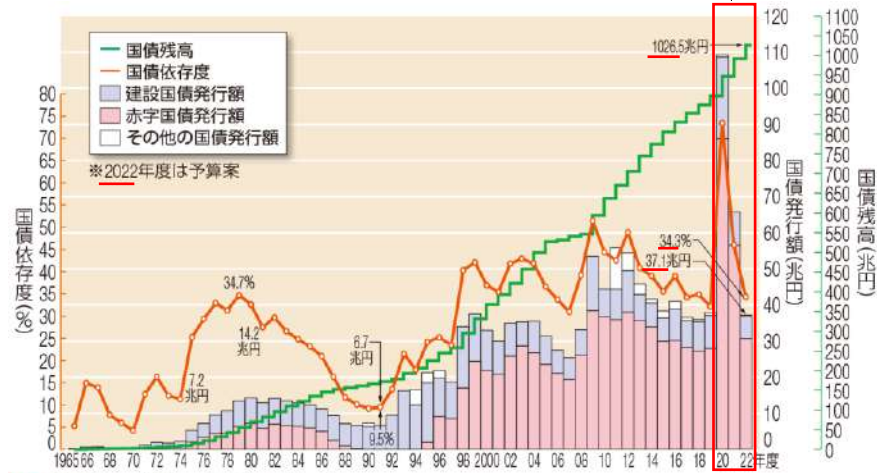
番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
26	116	図2	<p>(単位：兆円)</p> <p><b>【1990年度当初予算】</b></p> <p><b>【2022年度当初予算】</b></p> <p>②一般会計の歳入・歳出 財務省資料による。</p>	<p>(単位：兆円)</p> <p><b>【1990年度当初予算】</b></p> <p><b>【2023年度当初予算】</b></p> <p>②一般会計の歳入・歳出 財務省資料による。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
27	118	図5	<p>* 2021年度以前は決算額 2022年度は予算額</p> <p>5 主要税目の税収の推移 財務省資料による。</p>	<p>* 2022年度以前は決算額 2023年度は予算額</p> <p>5 主要税目の税収の推移 財務省資料による。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
28	118	14-15	<p>政府長期債務残高<sup>①</sup>は2022年度で1026兆円と対GDP比で約180%程度となり、これは他国を大きく引き離す水準である。</p>	<p>政府長期債務残高<sup>①</sup>は2023年度で1068兆円と対GDP比で約180%程度となり、これは他国を大きく引き離す水準である。</p>
29	119	脚注	<p>①政府長期債務残高…返済期間が1年をこえる国の債務の総計。これに地方の借入金等をあわせた国・地方の長期債務残高は1244兆円と対GDP比で220%程度となる(2022年度)。</p>	<p>①政府長期債務残高…返済期間が1年をこえる国の債務の総計。これに地方の借入金等をあわせた国・地方の長期債務残高は1280兆円と対GDP比で220%程度となる(2023年度)。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		

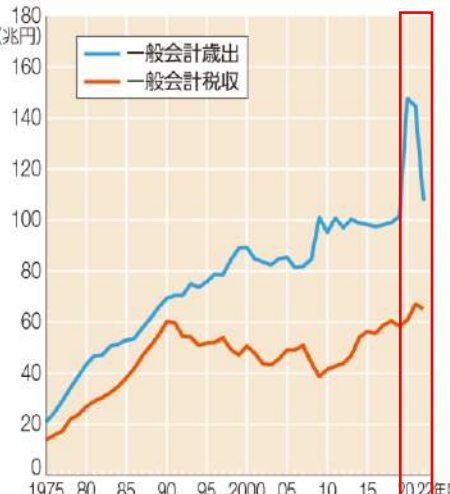
30 119 図6



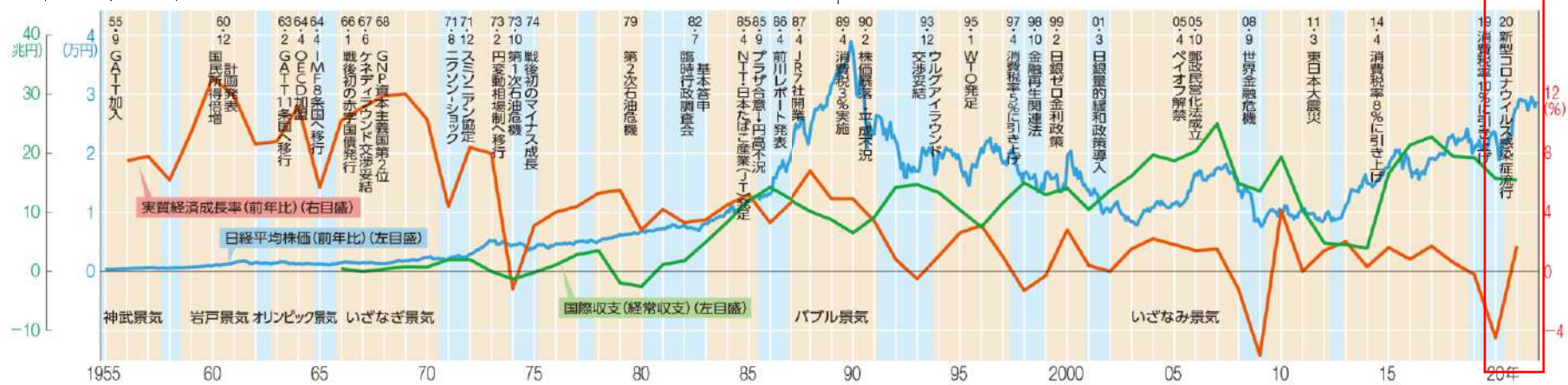
6 国債発行の推移 財務省資料による。



6 国債発行の推移 財務省資料による。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
31	119	図7	 <p>7 国債保有者割合の推移 日本銀行資料による。</p>	 <p>7 国債保有者割合の推移 日本銀行資料による。</p>
32	121	下段 左図	 <p>↑ 一般会計における歳出・税収の推移 財務省資料による。</p>	 <p>↑ 一般会計における歳出・税収の推移 財務省資料による。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
33	122 - 123	図1		



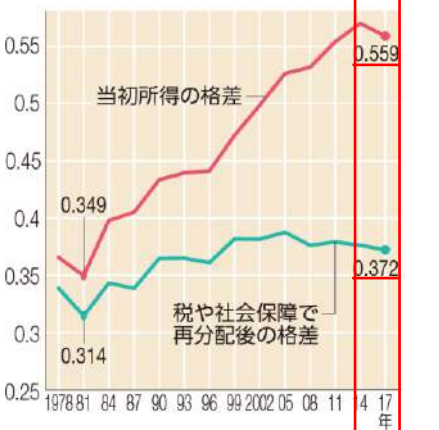
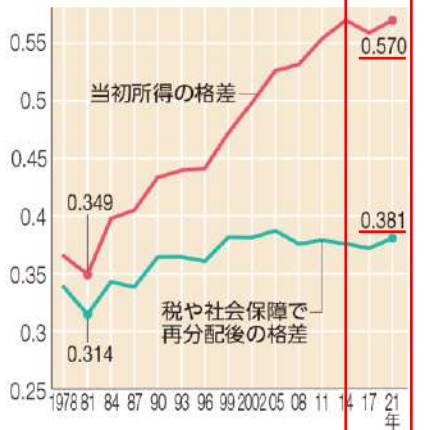


■戦後日本経済のあゆみ は景気の後退期。内閣府資料，総務省資料，日本経済新聞社資料などによる。



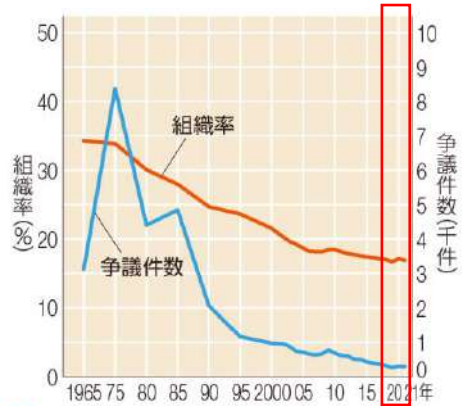
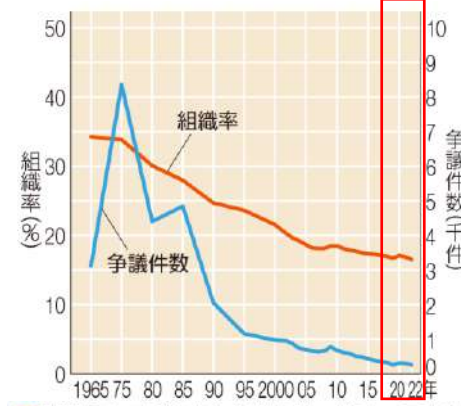
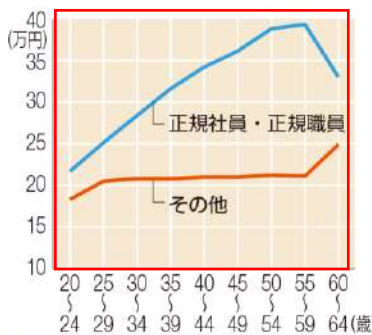
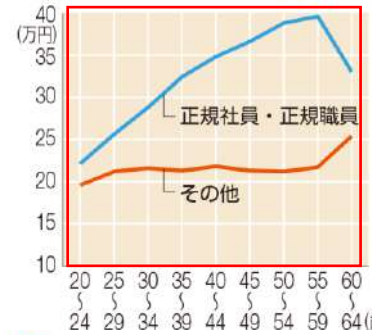
■戦後日本経済のあゆみ は景気の後退期。内閣府資料，総務省資料，日本経済新聞社資料などによる。



番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
34	124	図2	 <p>(2012年=100)</p> <p>名目賃金指数</p> <p>消費者物価指数</p> <p>実質賃金指数</p> <p>1995 2000 05 10 15 2021年</p> <p>2 賃金と物価の推移 実質賃金は、労働者が受け取る賃金(名目賃金)から物価変動の影響を除いたもの。厚生労働省資料などによる。</p>	 <p>(2012年=100)</p> <p>名目賃金指数</p> <p>消費者物価指数</p> <p>実質賃金指数</p> <p>1995 2000 05 10 15 2022年</p> <p>2 賃金と物価の推移 実質賃金は、労働者が受け取る賃金(名目賃金)から物価変動の影響を除いたもの。厚生労働省資料などによる。</p>
35	126	下段左図	 <p>当初所得の格差</p> <p>0.349</p> <p>0.314</p> <p>税や社会保障で再分配後の格差</p> <p>0.559</p> <p>0.372</p> <p>1978 81 84 87 90 93 96 99 2002 05 08 11 14 17年</p> <p>↑ジニ係数の推移 すべての人の所得が等しい場合に0、一人が社会全体の所得を独占している場合に1の値をとり、その値が小さいほど格差が小さいことを意味する。厚生労働省資料による。</p>	 <p>当初所得の格差</p> <p>0.349</p> <p>0.314</p> <p>税や社会保障で再分配後の格差</p> <p>0.570</p> <p>0.381</p> <p>1978 81 84 87 90 93 96 99 2002 05 08 11 14 17 21年</p> <p>↑ジニ係数の推移 すべての人の所得が等しい場合に0、一人が社会全体の所得を独占している場合に1の値をとり、その値が小さいほど格差が小さいことを意味する。厚生労働省資料による。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
36	126	下段 右上図	 <p>↑ジニ係数の国際比較 2018年。OECD資料による。</p>	 <p>↑ジニ係数の国際比較 2021年(OECD平均のみ2017年)。OECD資料による。</p>
37	126	下段 右下図	 <p>↑相対的貧困率の国際比較 2018年。OECD資料による。</p>	 <p>↑相対的貧困率の国際比較 2020年。OECD資料による。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
38	131	図3	 <p>3 休廃業・解散件数の推移 「中小企業白書」2020年版による。</p>	 <p>3 休廃業・解散件数の推移 「中小企業白書」2021年版による。</p>
39	132	図5	 <p>5 総合食料自給率の推移 カロリーベース。農林水産省資料による。</p>	 <p>5 総合食料自給率の推移 カロリーベース。農林水産省資料による。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
40	146	図2	 <p>2 労働組合の組織率と争議件数の推移 厚生労働省「労働統計要覧」各年次版による。</p>	 <p>2 労働組合の組織率と争議件数の推移 厚生労働省「労働統計要覧」各年次版による。</p>
41	147	図3	 <p>3 雇用形態・年齢階級別賃金格差 2021年。厚生労働省資料による。</p>	 <p>3 雇用形態・年齢階級別賃金格差 2022年。厚生労働省資料による。</p>



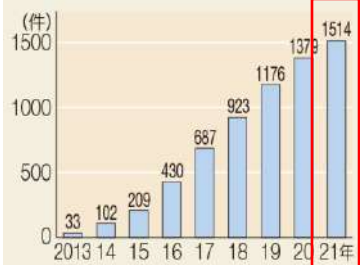
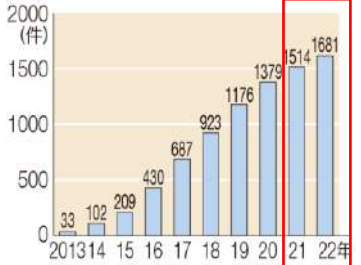
番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
42	148	図4	<p>4 正規・非正規労働者数の推移 役員を除く雇用者。 総務省資料による。</p>	<p>4 正規・非正規労働者数の推移 役員を除く雇用者。 総務省資料による。</p>
43	148	図5	<p>5 賃金水準の国際比較 製造業の全労働者, 2019年。購買力平価で換算。『データブック国際労働比較』による。</p>	<p>5 賃金水準の国際比較 製造業の全労働者, 2022年。購買力平価で換算。『データブック国際労働比較』による。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																				
	ページ	行																																																																																						
44	152	図1	<p>租税・社会保障負担 (対NI比。2019年,日本は2019年度)      社会保障給付費 (対GDP比。2013年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>租税負担 (%)</th> <th>社会保障負担 (%)</th> <th>租税負担 (対NI比)</th> <th>社会保障負担 (対NI比)</th> <th>社会保障給付費 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>18.6</td> <td>25.8</td> <td>7.8</td> <td>11.2</td> <td>23.7</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>8.5</td> <td>23.9</td> <td>8.2</td> <td>7.8</td> <td>19.1</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>11.0</td> <td>35.5</td> <td>7.1</td> <td>7.0</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>22.9</td> <td>32.0</td> <td>7.9</td> <td>10.2</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン</td> <td>51.3</td> <td>5.2</td> <td>6.6</td> <td>8.9</td> <td>12.3</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>23.9</td> <td>43.1</td> <td>8.6</td> <td>14.8</td> <td>8.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>社会保障負担   租税負担      医療   年金   福祉その他</p>	国	租税負担 (%)	社会保障負担 (%)	租税負担 (対NI比)	社会保障負担 (対NI比)	社会保障給付費 (%)	日本	18.6	25.8	7.8	11.2	23.7	アメリカ	8.5	23.9	8.2	7.8	19.1	イギリス	11.0	35.5	7.1	7.0	8.7	ドイツ	22.9	32.0	7.9	10.2	8.0	スウェーデン	51.3	5.2	6.6	8.9	12.3	フランス	23.9	43.1	8.6	14.8	8.3	<p>租税・社会保障負担 (対NI比。2020年,日本は2020年度)      社会保障給付費 (対GDP比。2019年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>租税負担 (%)</th> <th>社会保障負担 (%)</th> <th>租税負担 (対NI比)</th> <th>社会保障負担 (対NI比)</th> <th>社会保障給付費 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>19.8</td> <td>28.2</td> <td>9.6</td> <td>10.0</td> <td>23.1</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>8.5</td> <td>23.8</td> <td>14.1</td> <td>7.8</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>11.7</td> <td>34.3</td> <td>7.9</td> <td>6.6</td> <td>20.1</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>23.7</td> <td>30.3</td> <td>9.2</td> <td>10.4</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン</td> <td>49.5</td> <td>5.1</td> <td>6.6</td> <td>7.7</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>24.9</td> <td>45.0</td> <td>9.3</td> <td>14.3</td> <td>7.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>社会保障負担   租税負担      医療   年金   福祉その他</p>	国	租税負担 (%)	社会保障負担 (%)	租税負担 (対NI比)	社会保障負担 (対NI比)	社会保障給付費 (%)	日本	19.8	28.2	9.6	10.0	23.1	アメリカ	8.5	23.8	14.1	7.8	24.0	イギリス	11.7	34.3	7.9	6.6	20.1	ドイツ	23.7	30.3	9.2	10.4	8.7	スウェーデン	49.5	5.1	6.6	7.7	11.2	フランス	24.9	45.0	9.3	14.3	7.9
国	租税負担 (%)	社会保障負担 (%)	租税負担 (対NI比)	社会保障負担 (対NI比)	社会保障給付費 (%)																																																																																			
日本	18.6	25.8	7.8	11.2	23.7																																																																																			
アメリカ	8.5	23.9	8.2	7.8	19.1																																																																																			
イギリス	11.0	35.5	7.1	7.0	8.7																																																																																			
ドイツ	22.9	32.0	7.9	10.2	8.0																																																																																			
スウェーデン	51.3	5.2	6.6	8.9	12.3																																																																																			
フランス	23.9	43.1	8.6	14.8	8.3																																																																																			
国	租税負担 (%)	社会保障負担 (%)	租税負担 (対NI比)	社会保障負担 (対NI比)	社会保障給付費 (%)																																																																																			
日本	19.8	28.2	9.6	10.0	23.1																																																																																			
アメリカ	8.5	23.8	14.1	7.8	24.0																																																																																			
イギリス	11.7	34.3	7.9	6.6	20.1																																																																																			
ドイツ	23.7	30.3	9.2	10.4	8.7																																																																																			
スウェーデン	49.5	5.1	6.6	7.7	11.2																																																																																			
フランス	24.9	45.0	9.3	14.3	7.9																																																																																			
45	154	図4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1号被保険者</th> <th>第3号被保険者</th> <th>第2号被保険者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,431万人</td> <td>763万人</td> <td>4,531万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>国民年金(基礎年金) 6,725万人</p> <p>4 公的年金制度のしくみ 加入者は2021年3月末。厚生労働省資料による。</p>	第1号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	1,431万人	763万人	4,531万人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1号被保険者</th> <th>第3号被保険者</th> <th>第2号被保険者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,405万人</td> <td>721万人</td> <td>4,628万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>国民年金(基礎年金) 6,754万人</p> <p>4 公的年金制度のしくみ 加入者は2022年3月末。厚生労働省資料による。</p>	第1号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	1,405万人	721万人	4,628万人																																																																								
第1号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者																																																																																						
1,431万人	763万人	4,531万人																																																																																						
第1号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者																																																																																						
1,405万人	721万人	4,628万人																																																																																						

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																				
	ページ	行																																																																																						
46	158	図 8	<p>2019年度(アメリカとイギリスは2018年度)</p> <table border="1"> <caption>2019年度(アメリカとイギリスは2018年度) 社会支出の国際比較 (%)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>高齢</th> <th>保健</th> <th>家族</th> <th>積極的雇用政策, 失業</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>37.8</td> <td>41.5</td> <td>7.6</td> <td>11.8</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>26.7</td> <td>58.7</td> <td>11.0</td> <td>0.9</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>31.1</td> <td>37.0</td> <td>14.5</td> <td>15.8</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>31.4</td> <td>33.1</td> <td>7.0</td> <td>23.4</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>39.2</td> <td>29.4</td> <td>8.7</td> <td>15.7</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン</td> <td>35.7</td> <td>25.8</td> <td>13.4</td> <td>19.9</td> <td>5.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>■高齢 ■保健 ■家族 ■積極的雇用政策, 失業 □その他</p> <p>8政策分野別社会支出の国際比較 国立社会保障・人口問題研究所資料による。</p>	国	高齢	保健	家族	積極的雇用政策, 失業	その他	日本	37.8	41.5	7.6	11.8	1.3	アメリカ	26.7	58.7	11.0	0.9	2.6	イギリス	31.1	37.0	14.5	15.8	1.7	ドイツ	31.4	33.1	7.0	23.4	5.0	フランス	39.2	29.4	8.7	15.7	7.1	スウェーデン	35.7	25.8	13.4	19.9	5.3	<p>2019年度</p> <table border="1"> <caption>2019年度 社会支出の国際比較 (%)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>高齢</th> <th>保健</th> <th>家族</th> <th>積極的雇用政策, 失業</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>37.8</td> <td>41.5</td> <td>7.6</td> <td>11.8</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>27.1</td> <td>58.6</td> <td>10.7</td> <td>1.0</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>31.0</td> <td>39.4</td> <td>12.0</td> <td>16.5</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>30.8</td> <td>32.5</td> <td>8.8</td> <td>23.0</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>39.2</td> <td>29.4</td> <td>8.6</td> <td>15.7</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン</td> <td>35.7</td> <td>25.8</td> <td>13.4</td> <td>19.9</td> <td>5.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>■高齢 ■保健 ■家族 ■積極的雇用政策, 失業 □その他</p> <p>8政策分野別社会支出の国際比較 国立社会保障・人口問題研究所資料による。</p>	国	高齢	保健	家族	積極的雇用政策, 失業	その他	日本	37.8	41.5	7.6	11.8	1.3	アメリカ	27.1	58.6	10.7	1.0	2.6	イギリス	31.0	39.4	12.0	16.5	1.1	ドイツ	30.8	32.5	8.8	23.0	4.9	フランス	39.2	29.4	8.6	15.7	7.0	スウェーデン	35.7	25.8	13.4	19.9	5.3
国	高齢	保健	家族	積極的雇用政策, 失業	その他																																																																																			
日本	37.8	41.5	7.6	11.8	1.3																																																																																			
アメリカ	26.7	58.7	11.0	0.9	2.6																																																																																			
イギリス	31.1	37.0	14.5	15.8	1.7																																																																																			
ドイツ	31.4	33.1	7.0	23.4	5.0																																																																																			
フランス	39.2	29.4	8.7	15.7	7.1																																																																																			
スウェーデン	35.7	25.8	13.4	19.9	5.3																																																																																			
国	高齢	保健	家族	積極的雇用政策, 失業	その他																																																																																			
日本	37.8	41.5	7.6	11.8	1.3																																																																																			
アメリカ	27.1	58.6	10.7	1.0	2.6																																																																																			
イギリス	31.0	39.4	12.0	16.5	1.1																																																																																			
ドイツ	30.8	32.5	8.8	23.0	4.9																																																																																			
フランス	39.2	29.4	8.6	15.7	7.0																																																																																			
スウェーデン	35.7	25.8	13.4	19.9	5.3																																																																																			
47	162	図 1	<p>1豪雨と土砂災害の発生状況 1時間に50ミリ以上の雨は、「滝のように降る」<sup>ms</sup>がまったく役に立たない状況とされる。気象庁資料, 国土交通省資料による。</p>	<p>1豪雨と土砂災害の発生状況 1時間に50ミリ以上の雨は、「滝のように降る」<sup>ms</sup>がまったく役に立たない状況とされる。気象庁資料, 国土交通省資料による。</p>																																																																																				

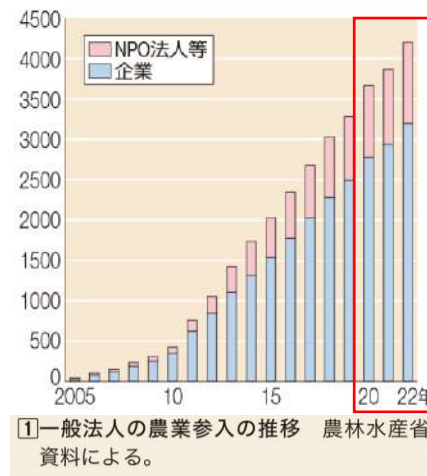
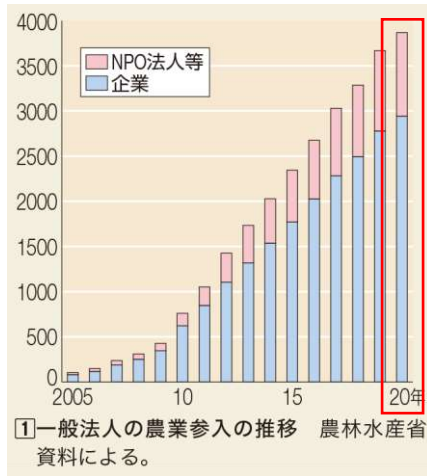
番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
48	164	図1	<p>1戦前からの債務残高対GDP比の推移 1929年度までは粗国民支出, 1954年度までは名目GNPの数値。1945年度はデータなし。財務省資料などによる。</p>	<p>1戦前からの債務残高対GDP比の推移 1929年度までは粗国民支出, 1954年度までは名目GNPの数値。1945年度はデータなし。財務省資料などによる。</p>
49	165	図2	<p>2経済成長率, 金利, 国債利払いの推移 内閣府資料, 財務省資料による。</p>	<p>2経済成長率, 金利, 国債利払いの推移 内閣府資料, 財務省資料による。</p>



番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
50	166	5	<p><b>4 産業構造の変化と起業</b> </p> <p>産業構造の変化によって経済は成長していく。そのためには、新しく起業したり、既存の技術やノウハウを積極的に事業化していかなければならない。日本が新しい産業構造へ向かうためには、どのような課題があるだろうか。</p> <p style="text-align: right;">振り返りチェック  p.130~132</p>	<p><b>4 産業構造の変化と起業</b> </p> <p>産業構造の変化によって経済は成長していく。そのためには、新しく起業したり、既存の技術やノウハウを積極的に事業化していかなければならない。日本が新しい産業構造へ向かうためには、どのような課題があるだろうか。</p> <p style="text-align: right;">振り返りチェック  p.130~131</p>
51	167	図2	 <p>②事業承継・引継ぎ支援センターによる事業引継ぎ件数 同センター資料による。</p>	 <p>②事業承継・引継ぎ支援センターによる事業引継ぎ件数 同センター資料による。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		

52 168 図1



53 182 図3



③世界で活動中のPKO 2021年11月末現在。外務省資料による。



③世界で活動中のPKO 2023年10月末現在。外務省資料による。

番号	訂正箇所	
	ページ	行

原 文

訂 正 文

54 186 図3



55 191 図1



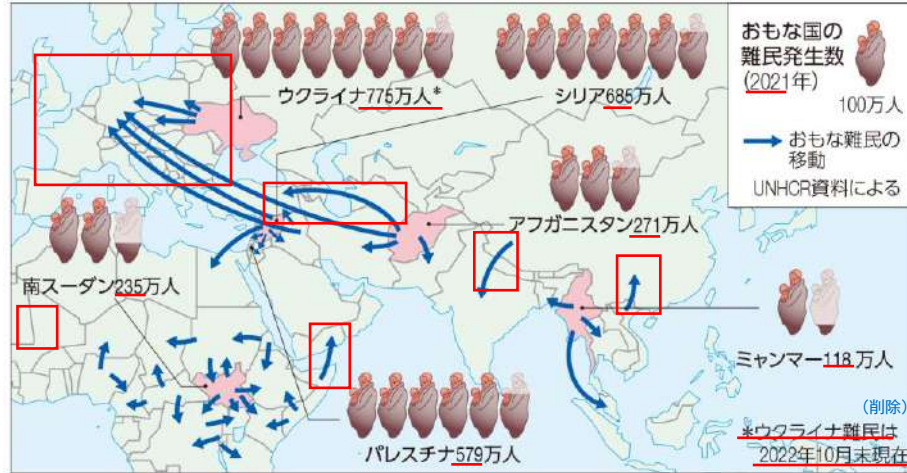
1 核拡散の現状と非核地帯 非核地帯条約とは、地域内の締約国が核兵器の取得、生産、配備などをしないこと(もたず、作らず、もち込ませず)を約束する条約。なお、南極も1959年の南極条約によって非核地帯になっている。



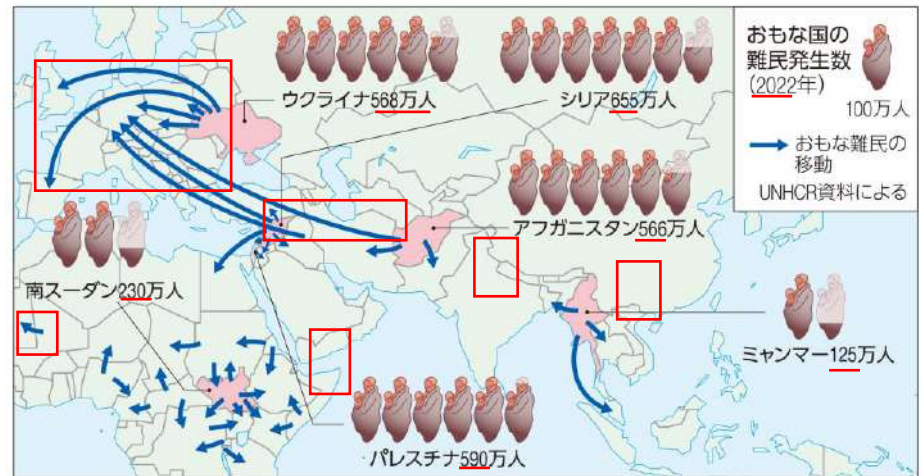
1 核拡散の現状と非核地帯 非核地帯条約とは、地域内の締約国が核兵器の取得、生産、配備などをしないこと(もたず、作らず、もち込ませず)を約束する条約。なお、南極も1959年の南極条約によって非核地帯になっている。

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		

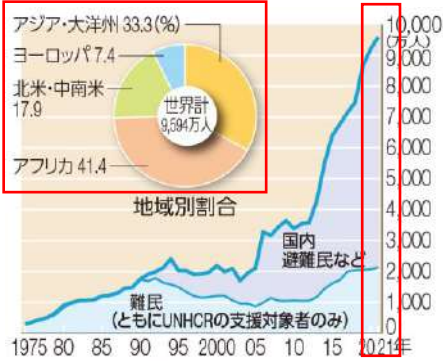
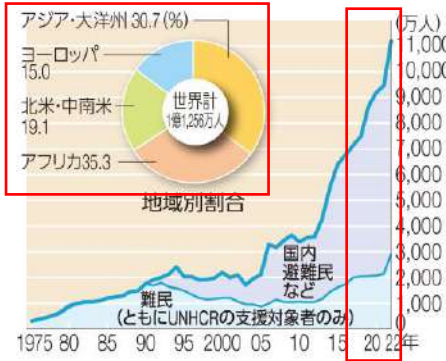


56 197 図1

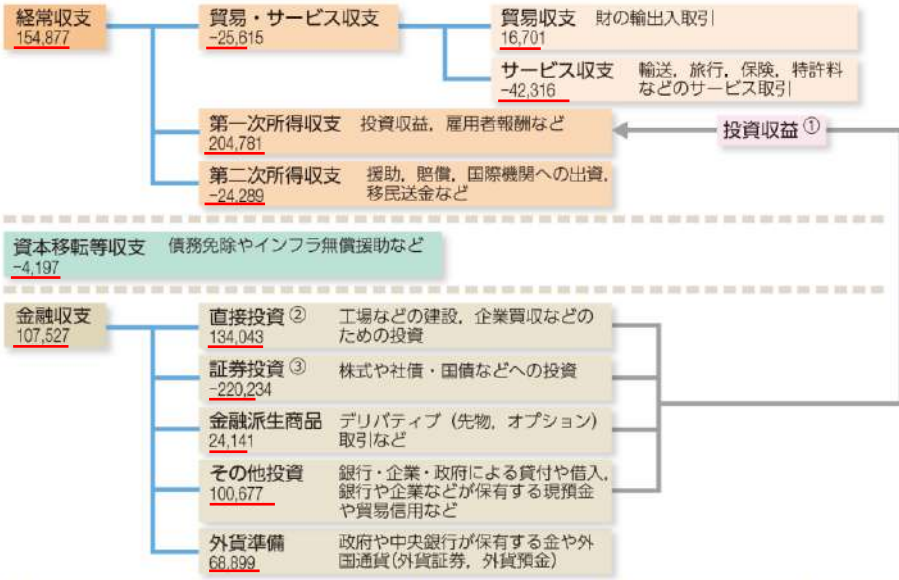
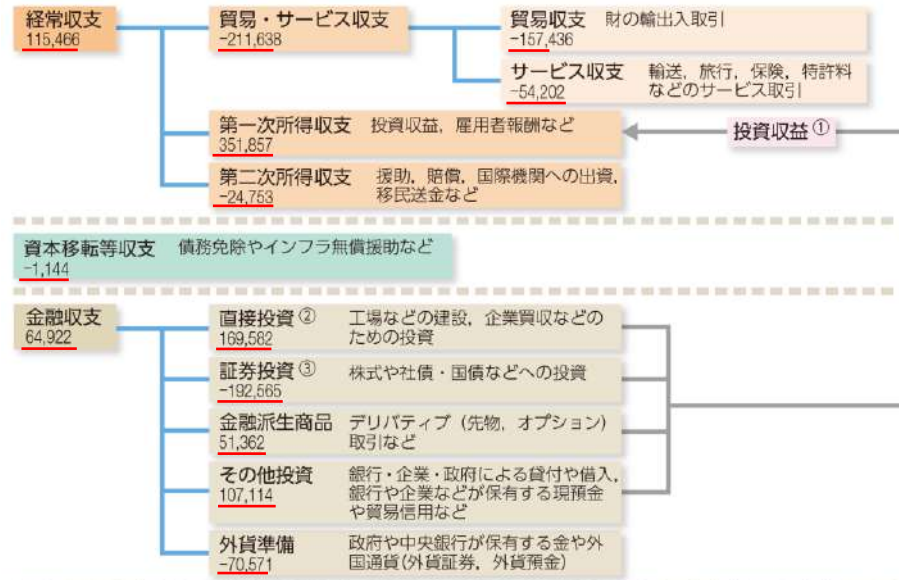


①主な国の難民発生数と難民の移動 UNHCR資料による。



①主な国の難民発生数と難民の移動 UNHCR資料による。

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
57	197	図2	 <p>地域別割合</p> <p>世界計 9,594万人</p> <p>アジア・大洋州 33.3(%) ヨーロッパ 7.4 北米・中南米 17.9 アフリカ 41.4</p> <p>国内避難民など</p> <p>難民 (ともにUNHCRの支援対象者のみ)</p> <p>1975 80 85 90 95 2000 05 10 15 2021年</p> <p>②難民と国内避難民の推移 UNHCR資料による。</p>	 <p>地域別割合</p> <p>世界計 10,268万人</p> <p>アジア・大洋州 30.7(%) ヨーロッパ 15.0 北米・中南米 19.1 アフリカ 35.3</p> <p>国内避難民など</p> <p>難民 (ともにUNHCRの支援対象者のみ)</p> <p>1975 80 85 90 95 2000 05 10 15 2022年</p> <p>②難民と国内避難民の推移 UNHCR資料による。</p>
58	197	図3	 <p>難民認定申請数(左軸)</p> <p>難民認定者数(右軸)</p> <p>2008 10 12 14 16 18 20 21年</p> <p>③日本への難民申請者数と認定数の推移 法務省資料による。</p>	 <p>難民認定申請数(左軸)</p> <p>難民認定者数(右軸)</p> <p>2008 10 12 14 16 18 20 22年</p> <p>③日本への難民申請者数と認定数の推移 法務省資料による。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
59	204	図1	 <p>経常収支 154,877</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貿易・サービス収支 -25,615 <ul style="list-style-type: none"> <li>貿易収支 財の輸出入取引 16,701</li> <li>サービス収支 輸送、旅行、保険、特許料などのサービス取引 -42,316</li> </ul> </li> <li>第一次所得収支 投資収益、雇用人報酬など 204,781 <ul style="list-style-type: none"> <li>投資収益①</li> </ul> </li> <li>第二次所得収支 援助、賠償、国際機関への出資、移民送金など -24,289</li> </ul> <p>資本移転等収支 債務免除やインフラ無償援助など -4,197</p> <p>金融収支 107,527</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直接投資② 工場などの建設、企業買収などのための投資 134,043</li> <li>証券投資③ 株式や社債・国債などへの投資 -220,234</li> <li>金融派生商品 デリバティブ(先物、オプション)取引など 24,141</li> <li>その他投資 銀行・企業・政府による貸付や借入、銀行や企業などが保有する現預金や貿易信用など 100,677</li> <li>外貨準備 政府や中央銀行が保有する金や外国通貨(外貨証券、外貨預金) 68,899</li> </ul> <p>誤差脱漏 -43,153</p> <p>①金融収支に計上される各種投資の成果である利子・配当などのこと。  ②現地で企業を直接経営するためにおこなう対外投資。多数株を取得すること(企業買収)によっておこなうこともある。  ③利子・配当や値上がり益を目的とした対外投資。間接投資ともいう。</p> <p>1 国際収支の体系(単位:億円) 2021年。財務省資料による。</p>	 <p>経常収支 115,466</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貿易・サービス収支 -211,638 <ul style="list-style-type: none"> <li>貿易収支 財の輸出入取引 -157,436</li> <li>サービス収支 輸送、旅行、保険、特許料などのサービス取引 -54,202</li> </ul> </li> <li>第一次所得収支 投資収益、雇用人報酬など 351,857 <ul style="list-style-type: none"> <li>投資収益①</li> </ul> </li> <li>第二次所得収支 援助、賠償、国際機関への出資、移民送金など -24,753</li> </ul> <p>資本移転等収支 債務免除やインフラ無償援助など -1,144</p> <p>金融収支 64,922</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直接投資② 工場などの建設、企業買収などのための投資 169,582</li> <li>証券投資③ 株式や社債・国債などへの投資 -192,565</li> <li>金融派生商品 デリバティブ(先物、オプション)取引など 51,362</li> <li>その他投資 銀行・企業・政府による貸付や借入、銀行や企業などが保有する現預金や貿易信用など 107,114</li> <li>外貨準備 政府や中央銀行が保有する金や外国通貨(外貨証券、外貨預金) -70,571</li> </ul> <p>誤差脱漏 -49,400</p> <p>①金融収支に計上される各種投資の成果である利子・配当などのこと。  ②現地で企業を直接経営するためにおこなう対外投資。多数株を取得すること(企業買収)によっておこなうこともある。  ③利子・配当や値上がり益を目的とした対外投資。間接投資ともいう。</p> <p>1 国際収支の体系(単位:億円) 2022年。財務省資料による。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		

60 204 図2



2 日本の経常収支の推移 財務省資料による。



2 日本の経常収支の推移 財務省資料による。

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		

61 208 図1



■円相場の推移 日本銀行資料による。



■円相場の推移 日本銀行資料による。

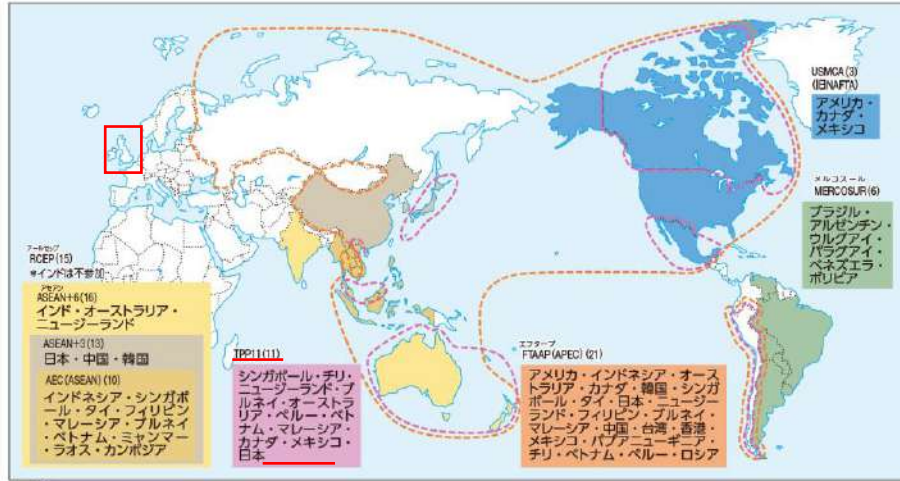


番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
62	210	図3	<p>4 モノカルチャー経済 2020年。 『世界国勢図会』2022/23年版による。</p>	<p>4 モノカルチャー経済 2021年。 『世界国勢図会』2023/24年版による。</p>
63	211	図4	<p>4 対外債務総額の多い国 2020年末。 『世界国勢図会』2022/23年版による。</p>	<p>4 対外債務総額の多い国 2021年末。 『世界国勢図会』2023/24年版による。</p>

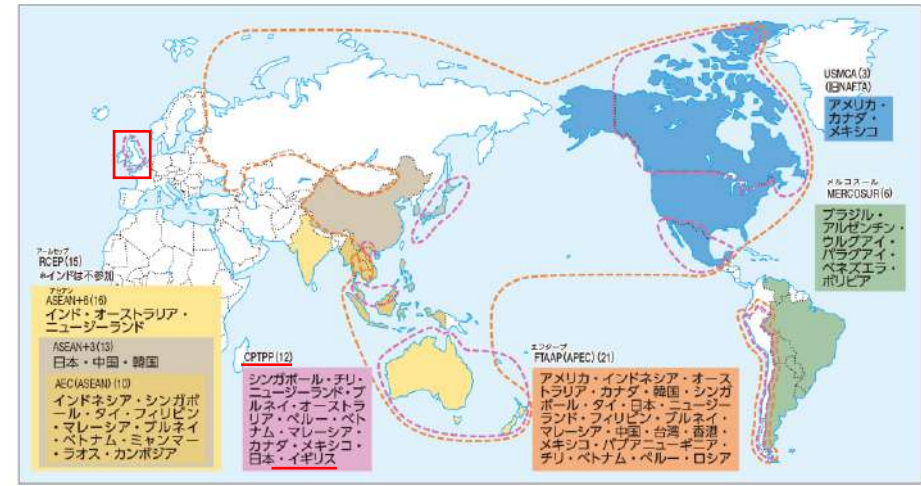
番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																																																																
	ページ	行																																																																																																		
64	215	図1	<p>〔国名または企業名〕 〔名目GDP・収益(億ドル)〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国名または企業名</th> <th>名目GDP・収益(億ドル)</th> <th>業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アメリカ</td><td>208,307</td><td></td></tr> <tr><td>日本</td><td>50,578</td><td></td></tr> <tr><td>ウォルマート(米)</td><td>5,592</td><td>総合小売</td></tr> <tr><td>オーストリア</td><td>4,333</td><td></td></tr> <tr><td>amazon(米)</td><td>3,861</td><td>総合小売</td></tr> <tr><td>南アフリカ</td><td>3,021</td><td></td></tr> <tr><td>アップル(米)</td><td>2,745</td><td>電子機器</td></tr> <tr><td>トヨタ自動車(日本)</td><td>2,567</td><td>自動車</td></tr> <tr><td>フォルクスワーゲン(独)</td><td>2,540</td><td>自動車</td></tr> <tr><td>ギリシャ</td><td>1,898</td><td></td></tr> <tr><td>BP(英)</td><td>1,835</td><td>石油</td></tr> <tr><td>ロイヤル・ダッチ・シェル(蘭)</td><td>1,832</td><td>石油</td></tr> <tr><td>エクソンモービル(米)</td><td>1,815</td><td>石油</td></tr> <tr><td>ホンダ(日本)</td><td>1,242</td><td>自動車</td></tr> <tr><td>キューバ</td><td>1,074</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>① 多国籍企業の売上高と各国のGDP 2020年。「世界国勢図会」2022/23年版 などによる。</p>	国名または企業名	名目GDP・収益(億ドル)	業種	アメリカ	208,307		日本	50,578		ウォルマート(米)	5,592	総合小売	オーストリア	4,333		amazon(米)	3,861	総合小売	南アフリカ	3,021		アップル(米)	2,745	電子機器	トヨタ自動車(日本)	2,567	自動車	フォルクスワーゲン(独)	2,540	自動車	ギリシャ	1,898		BP(英)	1,835	石油	ロイヤル・ダッチ・シェル(蘭)	1,832	石油	エクソンモービル(米)	1,815	石油	ホンダ(日本)	1,242	自動車	キューバ	1,074		<p>〔国名または企業名〕 〔名目GDP・収益(億ドル)〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国名または企業名</th> <th>名目GDP・収益(億ドル)</th> <th>業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アメリカ</td><td>233,151</td><td></td></tr> <tr><td>日本</td><td>49,408</td><td></td></tr> <tr><td>ウォルマート(米)</td><td>5,726</td><td>総合小売</td></tr> <tr><td>オーストリア</td><td>4,804</td><td></td></tr> <tr><td>Amazon(米)</td><td>4,898</td><td>総合小売</td></tr> <tr><td>南アフリカ</td><td>4,190</td><td></td></tr> <tr><td>アップル(米)</td><td>3,658</td><td>電子機器</td></tr> <tr><td>フォルクスワーゲン(独)</td><td>2,958</td><td>自動車</td></tr> <tr><td>トヨタ自動車(日本)</td><td>2,793</td><td>自動車</td></tr> <tr><td>ポルトガル</td><td>2,537</td><td></td></tr> <tr><td>サムスン電子(韓)</td><td>2,443</td><td>電子機器</td></tr> <tr><td>ペルー</td><td>2,233</td><td></td></tr> <tr><td>マイクロソフト(米)</td><td>1,681</td><td>ソフトウェア</td></tr> <tr><td>BP(英)</td><td>1,642</td><td>石油</td></tr> <tr><td>キューバ</td><td>1,267</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>① 多国籍企業の売上高と各国のGDP 2021年。「世界国勢図会」2023/24年版 などによる。</p>	国名または企業名	名目GDP・収益(億ドル)	業種	アメリカ	233,151		日本	49,408		ウォルマート(米)	5,726	総合小売	オーストリア	4,804		Amazon(米)	4,898	総合小売	南アフリカ	4,190		アップル(米)	3,658	電子機器	フォルクスワーゲン(独)	2,958	自動車	トヨタ自動車(日本)	2,793	自動車	ポルトガル	2,537		サムスン電子(韓)	2,443	電子機器	ペルー	2,233		マイクロソフト(米)	1,681	ソフトウェア	BP(英)	1,642	石油	キューバ	1,267	
国名または企業名	名目GDP・収益(億ドル)	業種																																																																																																		
アメリカ	208,307																																																																																																			
日本	50,578																																																																																																			
ウォルマート(米)	5,592	総合小売																																																																																																		
オーストリア	4,333																																																																																																			
amazon(米)	3,861	総合小売																																																																																																		
南アフリカ	3,021																																																																																																			
アップル(米)	2,745	電子機器																																																																																																		
トヨタ自動車(日本)	2,567	自動車																																																																																																		
フォルクスワーゲン(独)	2,540	自動車																																																																																																		
ギリシャ	1,898																																																																																																			
BP(英)	1,835	石油																																																																																																		
ロイヤル・ダッチ・シェル(蘭)	1,832	石油																																																																																																		
エクソンモービル(米)	1,815	石油																																																																																																		
ホンダ(日本)	1,242	自動車																																																																																																		
キューバ	1,074																																																																																																			
国名または企業名	名目GDP・収益(億ドル)	業種																																																																																																		
アメリカ	233,151																																																																																																			
日本	49,408																																																																																																			
ウォルマート(米)	5,726	総合小売																																																																																																		
オーストリア	4,804																																																																																																			
Amazon(米)	4,898	総合小売																																																																																																		
南アフリカ	4,190																																																																																																			
アップル(米)	3,658	電子機器																																																																																																		
フォルクスワーゲン(独)	2,958	自動車																																																																																																		
トヨタ自動車(日本)	2,793	自動車																																																																																																		
ポルトガル	2,537																																																																																																			
サムスン電子(韓)	2,443	電子機器																																																																																																		
ペルー	2,233																																																																																																			
マイクロソフト(米)	1,681	ソフトウェア																																																																																																		
BP(英)	1,642	石油																																																																																																		
キューバ	1,267																																																																																																			
65	218	脚注	<p>② プラットフォーマー…サービスやシステムの基盤(プラットフォーム)を提供するIT企業。 Google, Apple, <u>Facebook</u>, Amazonが代表格で、頭文字をとってGAFAとも呼ばれる。</p>	<p>② プラットフォーマー…サービスやシステムの基盤(プラットフォーム)を提供する企業。Google, Apple, <u>Facebook(現Meta)</u>, Amazonが代表格で、頭文字をとってGAFAとも呼ばれる。(削除)</p>																																																																																																

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		

66 219 図1



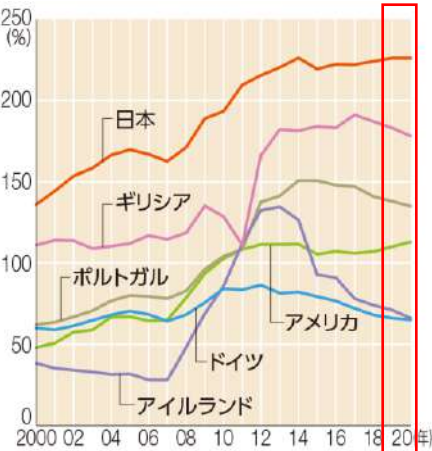
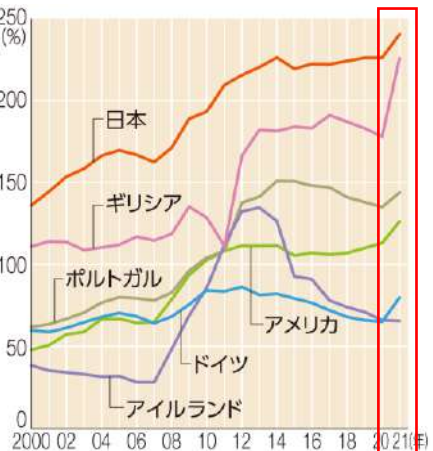


1 主な地域経済統合 2022年10月現在。

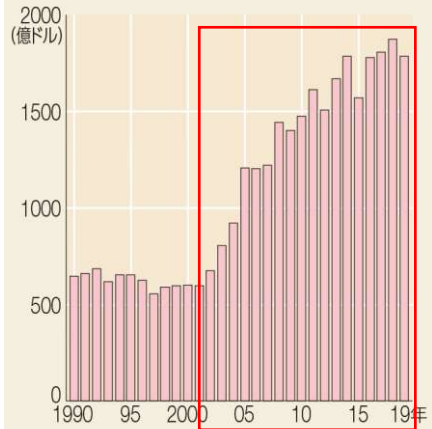
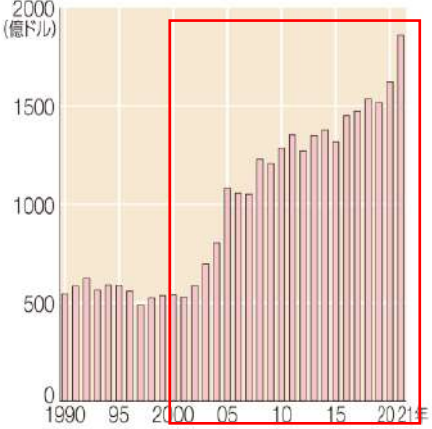


1 主な地域経済統合 2023年10月現在。

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
67	220	下図	<p>↑日本の主なFTA/EPA交渉 <u>2022年10月</u>現在。</p>	<p>↑日本の主なFTA/EPA交渉 <u>2023年10月</u>現在。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
68	221	図3	 <p>3 EU加盟国とユーロ導入国 2020年10月現在。 イギリスが離脱した一方で、複数国と加盟に向けた交渉がおこなわれている。</p>	 <p>3 EU加盟国とユーロ導入国 2023年10月現在。 イギリスが離脱した一方で、複数国と加盟に向けた交渉がおこなわれている。</p>
69	222	図4	 <p>4 政府債務残高の対GDP比率 OECD資料による。</p>	 <p>4 政府債務残高の対GDP比率 OECD資料による。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
70	224	26-27	(オフショアリング)を発展させた。他方1日1.90ドル以下で生活する人々の割合が2015年で1億7580万人(国民の13.4%)という深刻な貧困も継続している。	(オフショアリング)を発展させた。他方1日2.15ドル以下で生活する人々の割合が2021年で1億6750万人(国民の11.9%)という深刻な貧困も継続している。
71	232	図1	<p>1 主要国のODAの実績額推移(左)と対GNI比(右) 対GNI比は2020年。国際連合は先進国の対GNI比目標を0.7%としている。外務省「政府開発援助(O DA)白書」による。</p>	<p>1 主要国のODAの実績額推移(左)と対GNI比(右) 対GNI比は2021年。国際連合は先進国の対GNI比目標を0.7%としている。外務省「政府開発援助(O DA)白書」による。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
72	233	注③	<p>③BOP市場…経済ピラミッドの底辺もしくは基盤を意味する言葉。1人あたりの年間所得が3000ドル以下の低所得層は世界人口の約7割、約40億人で(2007年)、その市場規模は日本の実質国内総生産に相当する5兆ドル規模と試算され、新たな市場として期待されている。</p>	<p>③BOP市場…経済ピラミッドの底辺もしくは基盤を意味する言葉。1人あたりの年間所得が3000ドル以下の低所得層は世界全体では約40億人とされ(2007年)、その市場規模は日本の実質国内総生産に相当する5兆ドル規模と試算され、新たな市場として期待されている。</p>
73	233	注④	<p>④移民送金…先進国では少子高齢化の影響で労働力が不足するようになる一方、途上国では人口過剰、内戦などにより先進国への移住者が増加している。2021年の送金額は5890億ドルに達し、これは世界のODA額の3倍に相当する。</p>	<p>④移民送金…先進国では少子高齢化の影響で労働力が不足するようになる一方、途上国では人口過剰、内戦などにより先進国への移住者が増加している。2022年の送金額は6260億ドルに達し、これは世界のODA額の3倍に相当する。</p>
74	244	図1	 <p>①世界のODA総額 OECD資料による。</p>	 <p>①世界のODA総額 OECD資料による。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
75	128	図1	<p>①実質経済成長率の推移 ■は景気の後退期。内閣府資料による。</p>	<p>①実質経済成長率の推移 ■は景気の後退期。内閣府資料による。</p>
76	220	8	<p>また、2006年に発足した<sup>①</sup>TPP(環太平洋パートナーシップ協定)にはアメリカや日本も交渉に加わったが、最終的にはアメリカが抜けて、11か国によるTPP11として2018年に発効した。</p>	<p>また、2006年に発足した<sup>①</sup>TPP(環太平洋パートナーシップ協定)にはアメリカや日本も交渉に加わったが、最終的にはアメリカが抜けて、11か国によるCPTPP(TPP11)として2018年に発効した。</p>



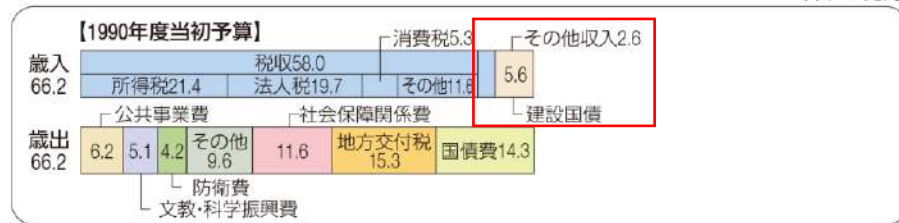
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	40 41	21-32 19-27	<p>(40ページ)</p> <p><b>4障がい者差別</b>…これまで障がい者は、健常者と同じように社会に出て、人間らしく生きることを妨げられることがあった。政府は、<b>障害者基本法</b> (1993年)を制定し、障がい者の自立と社会参加の支援をはかっているが、就職などにおける差別はなお解消されていない。</p> <p><b>判例・9</b> <b>ハンセン病国家賠償訴訟</b>…ハンセン病患者の人々は、「らい予防法」(1931年制定)などによって強制的に療養所に入れられ、子孫を残すことも禁じられた。医学的に不要な隔離政策は、患者や家族への差別・偏見を助長した。1996年に同法は廃止されたが、元患者らは、隔離政策で人権を侵害されたとして、国に対して損害賠償を求める訴訟を起こした。熊本地裁は国の責任を認め、損害賠償を命じた(2001年)。国は控訴を断念し、元患者への補償、名誉回復、年金創設などの支援策をとることを決め、謝罪した。また、隔離政策によって元患者の家族も差別を受けたとして争われた「ハンセン病家族訴訟」において、熊本地裁は国の責任を認め、損害賠償を命じた(2019年)。</p> <p>(41ページ)</p> <p><b>性的少数派の権利保障</b> 性同一性障がい者や性的少数者(LGBT)の権利の保障も、重要な課題である。世界的には、同性間のパートナーシップに法的保護を与える国が増えている。東京都渋谷区が同性パートナーシップ条例を制定してから(2015年)、日本でも同様の取り組みを進める自治体が増えている。また、2023年には国や自治体、企業などに対して、性的指向やアイデンティティの多様性に関する理解の増進を求め、不当な差別はあってはならないとするLGBT理解増進法が制定された。</p> <p>これらの差別をなくしていくためには、国や地方公共団体がさまざまな政策を通じて取り組んでいくことはもちろんだが、一人ひとりが個人として尊重される社会を作るため、私たちも、自分自身の課題として受け止め、その根絶のために努力していく必要がある。</p>	<p><b>4障がい者差別</b>…これまで障がい者は、健常者と同じように社会に出て、人間らしく生きることを妨げられることがあった。<del>(削除)</del>政府は、<b>障害者基本法</b> (1993年)を制定し、障がい者の自立と社会参加の支援をはかっているが、就職などにおける差別はなお解消されていない。</p> <p><b>性的少数派の権利保障</b> 性同一性障がい者や性的少数者(LGBT)の権利の保障も、重要な課題である。世界的には、同性間のパートナーシップに法的保護を与える国が増えている。東京都渋谷区が同性パートナーシップ条例を制定してから(2015年)、日本でも同様の取り組みを進める自治体が増えている。また、2023年には国や自治体、企業などに対して、性的指向やアイデンティティの多様性に関する理解の増進を求め、不当な差別はあってはならないとするLGBT理解増進法が制定された。</p> <p>このような差別をなくしていくためには、国や地方公共団体がさまざまな政策を通じて取り組んでいくことはもちろんだが、一人ひとりが個人として尊重される社会を作るため、私たちも、自分自身の課題として受け止め、その根絶のために努力していく必要がある。</p> <p><b>判例・9</b> <b>ハンセン病国家賠償訴訟</b>…ハンセン病患者の人々は、「らい予防法」(1931年制定)などによって強制的に療養所に入れられ、子孫を残すことも禁じられた。医学的に不要な隔離政策は、患者や家族への差別・偏見を助長した。1996年に同法は廃止されたが、元患者らは、隔離政策で人権を侵害されたとして、国に対して損害賠償を求める訴訟を起こした。熊本地裁は国の責任を認め、損害賠償を命じた(2001年)。国は控訴を断念し、元患者への補償、名誉回復、年金創設などの支援策をとることを決め、謝罪した。また、隔離政策によって元患者の家族も差別を受けたとして争われた「ハンセン病家族訴訟」において、熊本地裁は国の責任を認め、損害賠償を命じた(2019年)。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
2	263	3段目 31	ハンセン病国家賠償訴訟 .....40	ハンセン病国家賠償訴訟 .....41
3	61	図表 3	<p>国民審査在外投票規定違憲判決(2022.5.25) 裁判官の国民審査について在外邦人の投票権を認めない国民審査法は違憲(15条, 79条①) 2022年に国民審査法の改正が閣議決定された 4</p> <p>3 最高裁の主な違憲判決・決定 このほかに1962年旧関税法違反事件で、第三者の所有物を没収するのは違憲である(適用違憲)とした判決などがある。 3</p>	<p>国民審査在外投票規定違憲判決(2022.5.25) 裁判官の国民審査について在外邦人の投票権を認めない国民審査法は違憲(15条, 79条①) 2022年に国民審査法が改正された 4</p> <p>性別変更の手術要件規定違憲判決(2023.10.25) 戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術が必要とする法律の規定は違憲(13条)</p> <p>3 最高裁の主な違憲判決・決定 このほかに1962年旧関税法違反事件で、第三者の所有物を没収するのは違憲である(適用違憲)とした判決などがある。 3</p>
4				
5	61	図表 3	<p>在外投票制限違憲判決(2005.9.14) 憲法は投票による政治参加を国民固有の権利として保障しており、在外邦人の選挙権を比例選に限定しているのは違憲である(15条①③、43条①、44条) 2006年に公職選挙法を改正し、在外邦人に衆院選小選挙区と参院選選挙区の在外投票を認めた</p>	<p>在外投票制限違憲判決(2005.9.14) 在外邦人の選挙権行使の機会を比例代表選挙に限定しているのは違憲である(15条①③、43条①、44条) 2006年の公職選挙法改正で、在外邦人の選挙権の範囲を拡大した</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
6	186	9	ソ連のゴルバチョフ書記長による M. Gorbachev, 1931~	ソ連のゴルバチョフ書記長による M. Gorbachev, 1931~ <u>2022</u>
7	197	下段 ①	① <u>2018</u> 年時点で、難民は中東やアフリカ、アジアまで広い地域で発生しているが、難民の移動先は隣接する国に限られている。	① <u>2022</u> 年時点で、難民は中東やアフリカ、アジアまで広い地域で発生しているが、難民の移動先は隣接する国に限られている。
8	220	5	2020年にはRCEP(地域的な <sup>ほうかつ</sup> 包括的経	2020年にはRCEP(地域的な <sup>ほうかつ</sup> 包括的経 <u>Regional Comprehensive Economic Partnership</u> )
9	62	4	<u>20</u> 歳以上の国民から選ばれた裁判員が、殺人など重大事件の第一審で、	<u>18</u> 歳以上の国民から選ばれた裁判員が、殺人など重大事件の第一審で、
10	157	16	高齢化を背景に1980年代以降、医療費の患者負担分の増加、年金の給付年齢の引き上げ、介護保険制度の創設など、給付の抑制や利用者負担の増加をはかってきたが、生活保障に対する国民の不安は依然として大きい。	高齢化を背景に1980年代以降、医療費の患者負担分の増加、年金の給付年齢の引き上げ、介護保険制度の改定など、利用者負担の増加や給付の抑制をはかってきたが、生活保障に対する国民の不安は依然として大きい。

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
11	239	下部 Try 1	<p>・多数の異なった民族が共存している国や地域を調べ、固有の文化や<u>主教</u>などを尊重した共生社会を作るために何が必要か、話し合ってみよう。</p> <p>・私たちが外国人との共生をはかるために、何が必要だろうか。法制度のほか、私たちにできることなど、多様な面から考察してみよう。</p>	<p>・多数の異なった民族が共存している国や地域を調べ、固有の文化や<u>宗教</u>などを尊重した共生社会を作るために何が必要か、話し合ってみよう。</p> <p>・私たちが外国人との共生をはかるために、何が必要だろうか。法制度のほか、私たちにできることなど、多様な面から考察してみよう。</p>
12	116	図2		

(単位：兆円)



(単位：兆円)

